

中東知的財産ニュースレター Vol.51

パキスタン — 模倣品取締措置の概要

パキスタンは、知的財産権の保護に関して、比較的、包括的な規制と法制度を維持している。実効性のある権利保護と法執行戦略を享受するためには、保護の対象となる知的財産権がすべてパキスタンの国内法に基づいて、登録・行使されなければならない。

パキスタンは 2004 年 7 月に「工業所有権の保護に関するパリ条約」の締約国となっているが、特許協力条約には加盟していない。

パキスタンの商標に関連する法律には、2001 年商標法、1860 年刑法、1969 年関税法、1976 年薬事法等がある。著作権に適用される主要な法律として、パキスタンでは 1962 年著作権法（2000 年著作権法により改正）が施行されている。

パキスタンにおいて権利者が利用しうる模倣品取締措置の概要は、以下のような特徴によって示されることになるだろう。

刑法の適用範囲

模倣品取引業者に対する刑事告発は、登録商標の権利者か、パキスタンにおいて正当な権限を有する権利者の代理人が告発状を提出することによって行うことができる。前提として、すべての訴訟手続が治安判事裁判所で開始され、同裁判所が第一審となることを明記しておく。控訴は高等裁判所に対して行われ、最高裁への上告も可能である。権利者が告発状を提出する際には、有効な商標登録証に侵害または模倣を裏付ける証拠を添えて提出しなければならない。未登録商標について言えば、そのような商標の侵害に対して刑事訴訟を提起するためには、問題の未登録商標がパキスタンにおいて使用されていることが必須条件となるという点は指摘しておくべきであろう。

刑事告発によって適用される救済手段には、罰金、侵害品または模倣品の没収および廃棄、犯人の収監が含まれる。この事実を念頭においた上で、悪辣な商人や模倣者を相手にする場合、刑事告発という手続は実効性のある抑止力とはならないという点は、特に指摘に値する。刑事訴訟により課される罰金はさほど多額ではなく、侵害者が収監されることも稀だからである。商標に対する犯罪はすべて、警察が認識することができない犯罪¹であるため、商標

¹「認識できない犯罪」とは、警察官が令状なしに犯人を逮捕する権限を持たない犯罪である。裁判所の許可がない限り、警察はそのような犯罪を捜査できない。「認識できない犯罪」に関するさらに詳細な情報については、以下に掲げるウェブサイト参照されたい:

https://www.cpd-pakistan.org/wp-content/uploads/2013/04/What_is_an_FIR.pdf

事案においては警察の強制捜査を求める単純な手続は存在しない。しかし、刑事告発を受けた裁判所が警察に捜査を指示することは可能である。さらに、著作権侵害がからんだ事案の場合、連邦捜査局（FIA）は裁判所の命令がなくても自ら強制捜査を実施することができる。

民事ルートをとる場合

パキスタンにおいては永久的差止命令の取得が可能であるため、権利者が侵害者を相手取って民事訴訟を提起することもありうる。理論的には、獲得可能な損害賠償の金額に上限はなく、原告は自らの逸失利益を請求するだけでなく、被告が模倣品の販売によって得た利得を請求することもできる。

しかし、実情を言えば、損害賠償認定を実行に移すことが困難な課題となっている。そのような損害賠償認定を執行する手続が複雑である上に、訴訟が最高裁までもつれ込むこともありうるからである。こうした現状を考慮して、侵害者がパキスタン国内において違法な活動に従事するのを禁じるために暫定的差止命令を求めることも可能である。原告がそのような暫定的差止命令を取得するためには、一応有利な証拠の存在を立証するとともに、関係当局が差止命令の発効を拒んだ場合は被告の違法行為により重大な金銭的損害が発生する可能性が高いことを立証しなければならない。

原告は、自らの主張を裏付けるため、パキスタンにおける商標使用を示す証拠を提出すべきである。それと同時に、暫定的差止命令を取得するためには侵害を示す証拠を併せて提出しなければならない。これに加えて、侵害品の押収や証拠の保全（それらの証拠が廃棄される明白な危険性がある場合）のために、捜査押収命令を取得することもできる。これらの命令は、訴訟を提起した当日に取得することが可能である。

権利者が捜査押収命令を取得するためには、治安判事裁判所にそのような命令を求める申立書を提出しなければならない。裁判所は提出された申立書を審査し、当該申立を相手方に伝えて抗弁書の提出を促す。その後で口頭審問が行われ、当事者双方は法廷において自らの主張を述べることになる。捜査押収命令に実効性を与えるため、それらの命令は一方向的に発行されるのが普通である。裁判所は事務官を指名して捜査押収手続の実行を指示し、事務官は地方警察の支援を仰ぐことができる。

裁判所が指名した事務官は裁判所命令を被告宛てに交付し、侵害品を検分する。その作業が完了した時点で、事務官は自らの所見を裁判所に提出することになる。強制捜査の過程で押収された模倣品および侵害品は、裁判の係属期間を通じて事務官により保管されることもあれば、裁判所自身の保管庫に収められることもある。さらに、裁判所はそれら物品の廃棄費用をどちらの当事者が負担するかを決定する。

インターネットを隠れ蓑にすることはできない

知財裁判所に訴訟を提起することにより、侵害者または模倣品取引業者に対しドメイン名の不当な登録や使用を禁じる差止命令を取得することが可能である。販売のために模倣品を提供している侵害ウェブサイトへのアクセスをブロックするよう命じる禁止命令の発行についても、裁判所は管轄権を有している。

侵害者または模倣品取引業者が「.pk」の国別コードの付いたドメイン名の登録にすでに成功しており、そのドメインが登録商標または周知商標を侵害している場合、権利者が取りうる選択肢としては以下の二つがある：(1) 統一ドメイン名紛争処理ポリシー（URDP）に従って申立を提起する。その結果としてドメインの削除や申立人への譲渡が実現することがある；(2) 相手方に対する侵害訴訟またはパッシングオフ（詐称通用）訴訟を知財裁判所に提起し、問題のドメインの運用継続を禁じる暫定的差止命令を求める申立書を併せて提出する。この差止命令が発行された場合、その命令はパキスタン電気通信局（Pakistan Telecommunication Authority；PTA）およびパキスタンネットワーク情報センター（Pakistan Network Information Centre；PKNIC、国別コードトップレベルドメインである「.pk」を管理する機関）に送達され、侵害行為が行われているドメインへのアクセスがブロックされることになる。侵害サイトのドメイン名の末尾が「.pk」でない場合、2番目の選択肢は利用できないという点に留意すべきである。

さらに、オンライン上で権利者の著作権を侵害する製品の違法な頒布または販売を行っている第三者に対し、権利者は連邦捜査局（FIA）を通じて刑事告発を行うことができる。無形資産に対する権利の所有を示す証拠を添えて提出された告発状に基づいて侵害に対する措置がとられ、その犯罪は1962年著作権法（2000年に改正）に基づいて犯罪の訴追が行われる。著作権侵害はFIAが自ら認識できる犯罪²であるため、逮捕令状は必要ない、という点は特筆に値する。

パキスタン国境の保護

アラビア海に面し、東はインドに、西はイランとアフガニスタンに隣接し、北は中国と国境を制しているパキстанは、南アジアにおける物品の輸送に関して戦略的要衝の位置にある。複数の国にまたがる広大な国境地帯を抱えたパキстанは、模倣品取引や知的財産権侵害を取り締まる上で国境における取締りが重要な手段であり、知的財産権の執行制度を成功させるための重大な要素であることを考慮し、税関に対して実効性のある保護を求める権利を知財権者に与える法規定を設けている。

² 「認識されない犯罪」の犯人を警察官が令状なしに逮捕することができるのは、適用法規の「付表第2部」に含まれているか、その時点で施行されている法に基づいて逮捕が認められる場合である。さらに詳細な情報は、以下のサイトを参照されたい：

<https://poseidon01.ssrn.com/delivery.php?ID=30209008502500006506509600511902507400202509106805303307511807110512300612209802010905805510712501203900910402211509609810200805504604403908500812112711400317077019077050036022064021004118118087096091022106067121098121065075111107092085073064099100025&EXT=pdf&INDEX=TRUE>

税関職員が侵害品の出荷に狙いを定め、介入し、荷の差押えを行う際に、商標の税関登録が役立つことは間違いない。登録を求める申請書には適用される方針が要求する一定の情報を記載することを要し、商標登録証および関連情報が申請書に添えられていなければならない。

税関への告発により適用される救済手段は、罰金、模倣品の押収、押収品の廃棄である。模倣品の差押えは侵害者に対する補償なしに行うことができるという点は指摘に値する。また、税関は職権により差し押さえた商品の廃棄を命じることができる。

予防的思考の有益性

上に述べたように、パキスタンにおいて侵害や模倣が行われていることを確認した時点で権利者が取りうる選択肢はいくつかある。言うまでもないことだが、権利者が自らの権利行使戦略を策定するに当たって予防を考えることは有益であり、パキスタンにおいて自らが利用しうる必要な手段をすべて活用して侵害と戦うためには、複合的なアプローチを採用しなければならない。パキスタンの税関当局と定期的に連絡調整を行うことが非常に望ましい。国境監視のレベルを向上させ、模倣品取引業者に対する法執行の成果を拡大する上で、税関との連携による予防的アプローチが極めて有用であることが判明する場合があるからだ。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 51

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2021年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。